

伊佐市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月27日（火）午前9時00分から10時04分
2. 開催場所 菱刈庁舎3階大会議室
3. 出席委員 (23人)

農業委員

- | | |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 7 番委員 |
| 2 番委員 | 9 番委員 |
| 3 番委員 | 10 番委員 |
| 4 番委員 | 11 番委員 |
| 5 番委員 | 12 番委員 |
| 6 番委員 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 番推進委員 | 8 番推進委員 |
| 3 番推進委員 | 10 番推進委員 |
| 5 番推進委員 | 11 番推進委員 |
| 6 番推進委員 | 13 番推進委員 |
| 7 番推進委員 | 14 番推進委員 |
| | 15 番推進委員 |

4. 欠席委員 (5人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 6 番委員 7 番委員

第2 議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「非農地証明願」について

議案第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」

に係る決定について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局 長	おはようございます。(配布資料訂正・手帳配布) 只今より、令和7年度 第3回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。 本日の出席人数は13名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長お願いします。
議長	皆様おはようございます。農作業で忙しい中、朝晩冷え込んで体調を崩したりしていませんか。田植え等の準備でお忙しい中ですが、今日の農業委員会ということで一つよろしく願いいたします。 議事録署名委員を指名いたします。6番農業委員さん、7番農業委員さんよろしくお願いします。 ————— 諸般報告 —————
議長	それでは、諸般の報告、事務局お願いします。
事務局	報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから4ページで農地法3条解約が1件、合意解約が11件(内バンク法2件)の計12件です。報告を終わります。
議長	報告が終わりました。委員の皆様から何かありませんでしょうか。 (「なし」という声、多数あり。)
議長	無しということです。 ————— 議案第1号 —————
議長	議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について、事務局お願いいたします。
事務局	議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の貸借に係る意見決定について説明いたします。 別紙15-1の総括表をご覧ください。期間は10年で面積は255,495㎡で利用権を設定する者の数が57人、設定を受ける者の数は37人です。土地

		の詳細につきましては、資料5 ページから 15 ページです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということですので、お諮りいたします。議案第1号について事務局から、報告のとおり決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	議案第1号は事務局の報告のとおり、決定することにいたします。 ————— 議案第2号 —————
議	長	続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、整理番号1番から11番まで一括で報告をお願いします。整理番号1番から3番まで、6番農業委員お願いいたします。
6 農 業 委 員	番	整理番号1番から3番について報告します。 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号1番について、去る5月22日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人 NKさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は41歳です。 渡し人 YNさんは、大阪府箕面市に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口山野字上井手2463番2ほか4筆、地目は5筆とも田で地積は合計4,606㎡で、売買であります。農業従事者は3名で通作距離は約1kmで、現地はよく管理されている農地であります。経営意欲はあり、農機具などは完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。
6 農 業 委 員	番	続きまして議案第2号整理番号2番について、6番が報告いたします。 申請人 NKさん、渡し人 YNさん、申請地は、伊佐市大口山野字里畑4739番、地目は畑、地積は738㎡で、贈与であります。農業従事者は3名で通作距離は1.5km程で、現地はよく管理された農地であります。経

	営意欲はあり、農機具などは完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。
6 番 農 業 委 員	続きまして議案第2号整理番号3番について、去る5月22日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人 NKさん、渡し人 MHさん、熊本県葦北郡津奈木町に居住される市外住民です。申請地は、伊佐市大口山野字三丸田4127番、地目は田、地積は596㎡で、売買であります。農業従事者は3名で通作距離は0.5km程で、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具などは完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号4番につきまして、事務局の報告を求めます。
事 務 局	整理番号4番につきましては、本日申請人の代理人であるA行政書士より今月の総会の申請については取り下げたいと連絡がありましたので取り下げということをお願いいたします。
議 長	整理番号5番につきまして、5番農業委員お願いします。
5 番 農 業 委 員	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号5番について、去る5月22日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 MTさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は64歳です。 渡し人 USさんは、鹿児島市に居住する市外住民で年齢は70歳です。 申請地は、伊佐市大口下殿字早木田1062番1ほか2筆で、地目は全て田で地積は3筆合計で5,250㎡で売買であります。農業従事者は3名で通作距離は約1kmくらいで、現況はよく管理された田です。経営意欲はあり、農機具などは完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長	整理番号 6 番につきまして、2 番農業委員お願いいたします。
2 番 農 業 委 員	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号 6 番について、去る 5 月 19 日に現地調査を行いましたので、2 番が報告いたします。 申請人 T I さんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は 50 歳であります。 渡し人 NMさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は 81 歳です。 申請地は伊佐市大口山野字川平 3280 番、地目は田、地積は 1,329 m²と同じく山野字深仁田 3647 番地ほか 1 筆、地目は畑、地積は 2 筆合計 1,150 m²で、以上田畑合計 3 筆で 2,479 m²の売買であります。農業従事者は 4 名で通作距離は平均で約 1 kmくらいで、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具などは完備されており、以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号 7 番につきまして、2 番農業委員お願いいたします。
2 番 農 業 委 員	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号 7 番について、去る 5 月 19 日に現地調査を行いましたので、2 番が報告いたします。 申請人 I Mさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は 30 歳であります。 渡し人 U Tさんは、熊本県葦北郡芦北町に居住される市外住民です。 申請地は伊佐市大口里字上牟田 1677 番ほか 3 筆、地目は田、地積は 4 筆合計 4,688 m²の贈与であります。農業従事者は 3 名で通作距離は約 2 kmで、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具などは完備されており、以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号 8 番につきまして、7 番農業委員お願いいたします。
7 番 農 業 委 員	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号 8 番について、去る 5 月 19 日に現地調査を行いましたので、7

		番が報告いたします。 申請人 ITさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は77歳です。 渡し人 NKさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は75歳です。 申請地は伊佐市大口平出水字寺宮 1662 番 235 ほか1筆で、地目は田、地積は2筆合計で5,243 m²で売買であります。農業従事者は2名で通作距離は約2.4kmで、現況はよく管理された田です。経営意欲はあり、農機具などは完備されており、以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号9につきまして、5番農業委員お願いいたします。
5 番 農 業 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号9番について、去る5月22日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 MKさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は73歳です。 渡し人 OTさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は95歳です。 申請地は伊佐市大口堂崎字池ノ頭 5322 番、地目は田、地積は3,857 m²で売買であります。農業従事者は3名で通作距離は200m くらいで、現況はよく管理された田です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。以上です。
議 長		整理番号10番につきまして、12番農業委員お願いいたします。
1 2 番 農 業 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号10番について、去る5月17日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。 申請人 HFさんは、伊佐市大口牛尾に居住され年齢は87歳です。 渡し人 NHさんは、鹿児島市に居住される市外住民です。 申請地は伊佐市大口牛尾字梅ヶ丸 515 番 2、地目は田、地積は459 m²で売買であります。農業従事者は5名で通作距離は約1.5km くらいです。現況はよく管理された田で、経営意欲があり、以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付

		してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	整理番号 11 番につきまして、9 番農業委員お願いいたします。
9 農 業 委 員	番	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号 11 番について、去る 5 月 23 日に現地調査を行いましたので、9 番が報告いたします。 申請人 MHさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は 76 歳です。 渡し人 TYさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は 40 歳です。 申請地は伊佐市大口宮人字二反田 1073 番 1 ほか 3 筆の計 4 筆でございます。地積は 4 筆合計で 2,664 m ² で売買であります。農業従事者は 1 名で通作距離は約 12km、時間にして 25 分くらい、現況はよく管理された田です。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	整理番号 1 から 11 番まで終わりましたので、何かご意見ございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということですので、整理番号 1 番から 11 番について許可することについて農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数、よって整理番号 1 番から 11 番まで許可決定となりました。
議	長	整理番号 12 番に入りますが、渡し人が 2 番農業委員ですので農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事に参与できませんので審議が終わるまで退席をお願いいたします。 (2 番推進委員退席)
議	長	整理番号 12 番 7 番農業委員お願いいたします。

7 農 業 委 員	番	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号12番について、去る5月19日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。 申請人 ASさんは、伊佐市大口大田に居住され年齢は75歳です。 渡し人 THさんは、伊佐市大口大田に居住され年齢は61歳です。 申請地は伊佐市大口大田字川島 2332 番 181 で、地目は畑、地積は538㎡で売買であります。農業従事者は2名で、農地は申請人宅に隣接しており、現況はよく管理された畑です。経営意欲はあり、農機具などは完備されており、以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	7番農業委員の報告が終わりましたので、委員のご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということですので、番号12番について許可することについて農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数、よって整理番号12番は許可を決定いたします。 (2番農業委員入室)
議	長	2番農業委員、許可となりました。 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、番号1番から12番、1件取り下げの11件について処分決定いたしました。
————— 議案第3号 —————		
議	長	議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、8番農業委員お願いします。
8 農 業 委 員	番	議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定ならびに許可についてのうち、整理番号1番について、去る5月22日、

		11 番農業委員と、13 番推進委員と私 8 番農業委員と本人立会いのもと共同調査を行いましたので、8 番が報告いたします。 申請人 KMさんは、現在伊佐市菱刈前目に居住し、年齢は 51 歳です。 申請地の所在地は、伊佐市菱刈前目字前目 2273 番 1 で、地目は畑、地積は 149 m²です。農地区分は第 2 種農地その他農地となっており、転用目的は一般住宅であり、申請地は家屋から申請地への 10m に位置し、南側市道、東側宅地、北側山林、西側宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、議事計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理誓約書が添付されており、近隣に対する影響はないと思われます。調査の結果、3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議 長		報告が終わりました。ここで委員の、質問・意見はございませんか。
1 0 番 農 業 委 員		事務局にお尋ねしたいが、地図の畑の斜線の次に道路を挟んで、南側に田、田とあり、(田の中に) 公衆用道路とあるが誤記ではないか。
事 務 局		誤記でありました。申し訳ございませんでした。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長		なしということですので、賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議 長		賛成多数、よって整理番号 1 番は決定いたしました。 申請件数 1 件が処分決定いたしました。
		————— 議案第 4 号 —————
議 長		議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について、番号 1 番について 7 番農業委員お願いします。
7 番 農 業 委 員		議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 1 番につきまして、去る 5 月 22 日、申請人の代理人行政書士の立会いのもと、1 2 番委員、1 番推進委員、私 7 番委員の 3

		名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。 譲受人は、熊本県水俣市の一般社団法人Mであります。 譲渡人は、熊本県葦北郡芦北町 UTさんであります。 本申請は所有権移転贈与で、第2種農地その他農地となっており、転用目的は駐車場です。申請地は伊佐市大口里字小水流 1703 番 3、地目は畑、地積は 364 m²であり、申請地はタイヨー大口店から南東へ約 650m に位置しており、南側は宅地、東側は雑種地、北側は宅地、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書が提出されております。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員のみなさんのご意見質問はありませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということですのでお諮りいたします。 賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数、番号1番は処分決定いたしました。 整理番号2番について2番農業委員お願いします。
2 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番につきまして、去る5月22日、申請人の代理人行政書士の立会いのもと、6番委員、4番推進委員、私2番委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口平出水にお住まいのNSさんで、年齢は88歳であります。 譲渡人は、伊佐市大口牛尾にお住まいのYYさんで、年齢は85歳であります。 本申請は所有権移転売買で、転用目的は駐車場となっております。申請地の所在地は伊佐市大口小木原字大丸 362 番 55 で、地目は畑、地積は 293 m²であります。農地区分は第2種農地その他農地となっております。申請地の所在地はマルイ食品大口工場から北へ約 200m に位置しており、南側は畑、東側は非農地、北側と西側は雑種地であり、周囲に与える影響

		はないと思われます。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚廃水処理確約書が提出されております。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	番号2番報告が終わりました。委員のみなさんのご意見質問はありませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということですのでお諮りいたします。 賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数、整理番号2番は決定いたしました。 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、申請件数2件について決定いたします。
————— 議案第5号 —————		
議	長	議案第5号「非農地証明願」について、整理番号1番、6番農業委員お願いします。
6 農 業 委 員	番	議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして、去る5月22日、2番委員、4番推進委員、私6番委員の3名で共同調査を行いましたので、6番委員が報告いたします。 申請人は伊佐市大口小木原に居住するMHさんです。申請地は伊佐市大口小木原字端山下688番73、地目は畑、地積が976㎡であります。申請地の所在地は十曾青少年旅行村から南西に200mに位置しており、南側は畑、東側は原野、北側は畑、西側は宅地であります。非農地となった時期及び理由といたしまして、平成14年に転用許可を受けたが、地目の変更を行わずに、倉庫・庭として整備してしまったとのことです。調査の結果、既に農地性を喪失していて、農地への復旧は困難であると3名の調査員が判断しました。添付書類として、土地の全部事項証明、位置図、字図等が添付されております。委員の皆様の審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議	長	報告が終わりました。委員の質疑はございませんでしょうか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということですので、お諮りいたします。 賛成する農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	賛成多数、整理番号 1 番は処分決定いたしました。 整理番号 2 番、5 番農業委員お願いします。
5 農 業 委 員	番	議案第 5 号「非農地証明願」についてのうち、整理番号 2 番につきまして、去る 5 月 22 日、代理人〇行政書士立ち合いのもと、4 番推進委員、10 番推進委員、私 5 番の 3 名で共同調査を行いましたので、5 番委員が報告いたします。 申請人は伊佐市大口曾木に居住する K S さんです。申請地は伊佐市大口曾木字梨子山 2053 番 48 で、地目は畑、地積は 1,676 m ² です。申請地の所在地は羽月小学校から北側に 1 k m に位置しており、南側は畑、東側は雑種地、北側は池、西側は住宅であります。非農地となった時期及び理由としましては、20 年以上前に通路として整備したとのことです。調査の結果、既に農地性を喪失しており、農地への復旧は困難であると 3 名の調査員が判断しました。添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図等が添付されております。委員の皆様の審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	番号 2 番の報告が終わりました。ここで質疑を設けます。なにかございませんでしょうか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということですので、お諮りいたします。 賛成する農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	賛成多数、整理番号 2 番は処分決定いたしました。

非農地証明願 2 件について、全て決定しました。

議案第 6 号

議長 議案第 6 号「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について、事務局お願いします。

事務局 議案第 6 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定につきまして、資料は 27 ページから 37 ページになります。37 ページをご覧ください。令和 6 年度各委員さんに一筆調査、いわゆる利用状況調査を依頼し、それに伴い再生利用困難な農地、B 判定となったものが、田 206 筆 188,280 m²、畑 173 筆 206,879 m²、登記地目農地外が 9 筆、28,756 m²の合計 388 筆 423,915 m²でした。これらの農地につきまして非農地判断をしてよろしいか、ご審議方をよろしくお願いいたします。以上、説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました、何かご質問はございませんか。
ここに載っているのが所有者に報告するわけですが、農業委員の方々が過去に調べたものがここに掲載されております。よく確認をしてください。

1 番 農業委員 1 番ですが、わたくしの担当した麓から白木のうち白木の、31 ページ本人から。

事務局 31 ページだけではなくて、本人より申し出というのが、3 か所くらいあるのですが、その本人さんより申し出といいますのは、今日の農地の利用状況調査の法令の中で、今後農地として管理ができない、できないであろうというのを見こした判断になります。委員さんが調査した場所に関しては B 判定ということで非農地を出しております。本人さんから今後も耕作ができない、特にここ白木に関しては、地目牧場が多いですが、牧場として使えないということで地目を変える手段として、非農地判断となりましたが、昨年本人さんから申し出があつて、今後農地として管理ができないということでしたので、今回 B 判定で議案にあげてありますのが、例えば 35 ページ整理番号 307、308 で K さんが、本人さんからの申し出ということで今回上げさせていただいたものです。以上です。

議長 他にございませんでしょうか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長	なしということですので、事務局案のとおり決定いたします。
議 長	その他、事務局お願いします。
事 務 局	総会資料の最終ページをご覧ください。5 月の月例報告を致します。9 日（金）5 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され案件なしのため欠席しております。22 日（木）現地調査を一斉に行いました。本日 27 日（火）第 3 回農業委員会総会です。28 日～29 日全国農業委員会会長大会が東京都で開催され会長及び事務局長が出席予定です。 6 月の行事予定ですが、5 日（木）6 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、23 日（月）が現地調査予定。27 日（金）が第 4 回農業委員会総会です。 月例報告は以上です。
議 長	その他、皆様から何かございませんか。 （「なし」という声、あり。）
事 務 局 長	以上で、令和 7 年度 第 3 回農業委員会総会を終了します。 姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。 【終了時間 午前 10 時 04 分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 6 番

伊佐市農業委員 7 番